

各位

税務課・住民福祉課から納期限の変更についてお知らせ

令和8年度から固定資産税第1期、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）及び介護保険料（普通徴収）について、納期限を下記の通り変更します。

※納期限の日が、土日祝日の場合は、その翌開庁日が納期限となります。

1 固定資産税第1期

これまでは通常4月末、3年に一度の評価替えの年のみ5月末と納期限が変わっていましたが、安定的な納税環境を提供するため、納期を固定します。

現行	変更後
4月30日	5月31日

※納税通知書については、5月に発送します。

2 軽自動車税

賦課期日における軽自動車の取得・廃棄等の状況を確認できる期間を確保し、より適正な課税を図るため5月末に変更します。

現行	変更後
4月30日	5月31日

※軽自動車税の賦課期日は従来通り4月1日です。毎年4月1日現在で登録されている軽自動車の所有者に対して賦課されます。

※納税通知書については、5月に発送します。

3 国民健康保険税（普通徴収）及び介護保険料（普通徴収）

これまでは、4月から6月までを仮算定期間とし、暫定的に税（料）額を決定していました。令和8年度からは、税（料）額決定の仕組みを分かりやすくするとともに、納期によって税（料）額に大幅な増減が発生することを防ぐために仮算定を廃止し、前年所得をもとに税（料）額を決定する本算定のみの方に変更します。

	現行	変更後
第1期	4月30日	6月30日
第2期	5月31日	7月31日
第3期	6月30日	8月31日
第4期	7月31日	9月30日
第5期	8月31日	10月31日
第6期	9月30日	11月30日
第7期	10月31日	12月28日
第8期	11月30日	1月31日
第9期	12月28日	2月末日
第10期	1月31日	3月31日

※年金からの天引き（特別徴収）は、今まで通り変更ありません。

※納税通知書については、6月に発送します。

令和8年度 納期限一覧表

	税 務 課				住民福祉課	
	村・県民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税	介護保険料	後期高齢者医療保険料
8 年 4 月						
8 年 5 月		(1期分) 6月1日		(1期分) 6月1日		
8 年 6 月	(1期分) 6月30日		(1期分) 6月30日		(1期分) 6月30日	
8 年 7 月		(2期分) 7月31日	(2期分) 7月31日		(2期分) 7月31日	(1期分) 7月31日
8 年 8 月	(2期分) 8月31日		(3期分) 8月31日		(3期分) 8月31日	(2期分) 8月31日
8 年 9 月		(3期分) 9月30日	(4期分) 9月30日		(4期分) 9月30日	(3期分) 9月30日
8 年 10 月	(3期分) 11月2日		(5期分) 11月2日		(5期分) 11月2日	(4期分) 11月2日
8 年 11 月			(6期分) 11月30日		(6期分) 11月30日	(5期分) 11月30日
8 年 12 月		(4期分) 12月28日	(7期分) 12月28日		(7期分) 12月28日	(6期分) 12月28日
9 年 1 月	(4期分) 2月1日		(8期分) 2月1日		(8期分) 2月1日	(7期分) 2月1日
9 年 2 月			(9期分) 3月1日		(9期分) 3月1日	(8期分) 3月1日
9 年 3 月			(10期分) 3月31日		(10期分) 3月31日	

お問い合わせ先

税務課 0978-87-2275

住民福祉課 0978-87-2278